

江東区監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、平成30年度第2回定期監査の結果に対し、江東区長から措置の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成31年1月15日

江東区監査委員	松	土	英	男
同	秋	田	茂	夫
同	釧	先	美	彦
同	鈴	木	清	人

平成30年度第2回定期監査 指摘事項措置報告書

[生活支援部保護第二課]

<p>指摘事項</p>	<p>現金取扱いを適正に行うべきもの</p> <p>生活保護費弁償金は、生活保護法第 63 条等に基づいて被保護者から現金で返還された生活保護費を、職員が納付書によって金融機関の窓口で払い込むものである。</p> <p>今回の監査において、同弁償金にかかる現金出納簿並びに納付書等の関係書類を点検するとともに、職員からの聞き取りを行ったところ、以下の事実があることを確認した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 職員が受領した同弁償金を、現金のまま 6 日間～21 日間にわたって課内に留め置いていたこと ② その結果、平成 29 年度において課内に現金のまま留め置かれていた同弁償金は、100 万円を超えていたことが 8 回、そのうち 200 万円を超えていたことが 2 回あり、その金額は最大で 272 万円余であったこと ③ 同弁償金について、江東区会計事務規則第 32 条第 2 項に基づいて会計管理者が払込期限等を別に定めている事実も無いこと ④ 同弁償金の現金納付にあたり、職員が本庁舎の指定金融機関派出所窓口まで同弁償金を輸送することが常態化していること <p>収納金は即日に払い込むこと、これが困難であるとして会計管理者が特に必要と認める場合は別に払い込み期限等を定めることができる旨は、江東区会計事務規則第 32 条並びに同条第 2 項に定められているが、これらの事実は同規定に抵触すると思われる。</p> <p>また、多額の現金の留置きや輸送は、重大な事故に繋がりがねないものであり、危機管理の観点からも極めて憂慮すべき事態である。</p> <p>所管するすべての事業における現金管理の実態を再点検するとともに、早急に事務執行体制を改める必要がある。</p> <p>現金の取扱いにあたっては、江東区会計事務規則等の関係規定に則り、適切に行われたい。</p>
<p>措置事項</p>	<p>是正措置</p> <p>定期監査の指摘を受けて、保護第二課で所管する全ての現金管理について再点検を行い、以下のとおりに執行体制を改めた。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 受領した収納金については、留め置きをせずに即日又は翌日までに現金納付を行う。 ② 収納金については、不要な輸送を行わず最寄の金融機関で現金納付を行う。 ③ 現金を保管する大金庫は防犯上の観点により、窓際から執務室奥へ移動を行った。